

2011(平成23)年には、「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組み(以下「指導原則」という)」が国連人権理事会で全会一致で支持されました。国連は、各国に行動計画の策定を求めており、日本では2020(令和2)年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020～2025)」が策定されています。

指導原則 3つの柱

保護 protect

尊重 respect

救済 remedy

- ①企業を含む第三者による人権侵害から**保護**するという**国家**の義務
- ②人権を**尊重**するという**企業**の責任
- ③**救済**手段にアクセスできることの重要性

詳しくは、外務省ホームページ「ビジネスと人権」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/index.html>

指導原則では、企業は人権を尊重する責任を果たすために、次のような企業方針と手続きを持つべきだとされています。

人権方針の策定

人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信し、その策定時に経営トップが責任をもって関わるとともに、専門家の意見やステークホルダー※2の期待を反映させる。

人権デュー・ディリジェンスの実施

人権課題への対処のために、企業は常日頃適切な注意を払い、企業が人権を侵害するのを避け、侵害による被害者の救済に向けてとるべき手段が必要である。(P6参照)

救済メカニズムの構築

人権侵害を引き起こし、また助長した場合、企業はそれを是正し、被害者を救済する責任を負い、人権を侵害される恐れのあるステークホルダー全員が利用できる手段救済への有効なアクセスの仕組みが必要である。

※2[ステークホルダー]企業が経営をするうえで、直接的または間接的に影響を受ける利害関係者のこと。例えば、株主、従業員、取引先、消費者、地域社会など

企業と人権をめぐる世界の流れ：要約

2000年	「国連グローバル・コンパクト」(2004年に④追加) ①人権 ②労働 ③環境 ④腐敗防止
2008年	国連人権理事会「保護、尊重及び救済：ビジネスと人権のための枠組」承認 →2011年 国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」採択
2010年	「ISO26000」発行 社会的責任／7つの原則・7つの中核主題にある【人権】
2011年	【人権の章】新設「OECD※3多国籍企業行動指針」改訂
2015年	「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 →その中で2030年までの具体的な目標としてSDGs(持続可能な開発目標) 「SDGsの企業行動指針」策定
2017年3月改訂	「ILO※4多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(多国籍企業宣言)」
2017年4月	「ISO20400」発行 持続可能な調達

※3[OECD] 経済協力開発機構。ヨーロッパ諸国を中心に日本・アメリカを含め38か国の先進国が加盟する国際機関のこと。

※4[ILO] 国際労働機関。国際連合の専門機関であり、政労使の三者構成の形式をとっている。